

令和 3 年 1 0 月 7 日

健康部生活衛生課

江東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

入浴施設のレジオネラ症対策に関する最新の知見等が得られたことを踏まえ、国は旅館業における衛生等管理要領の改正を行った。それに伴い、旅館業における衛生に必要な措置の基準を見直すとともに、規定を整備するため、本条例を一部改正する。

2 改正の概要

宿泊者の衛生に必要な措置等の基準について、所要の規定整備を行う。

- (1) 貯湯槽の清掃・消毒を行う対象を現行の温泉からすべての湯に拡大する。(第 7 条関係)
- (2) 浴室における気泡発生装置等の点検、清掃及び排水について、構造設備基準を設ける。(第 1 1 条関係)
- (3) その他規定を整備する。

3 施行期日

令和 4 年 1 月 1 日

4 新旧対照表

別紙のとおり

江東区旅館業法施行条例 新旧対照表

現行	改正案
第 1 条～第 6 条 (略) (宿泊者の衛生に必要な措置の基準) 第 7 条 法第 4 条第 2 項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 浴室については、次の措置を講ずること。 ア～ウ (略) エ <u>温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉を貯留する貯湯槽（以下単に「貯湯槽」という。）を使用するときは、次の措置を講ずること。</u> (ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を<u>行う</u>こと。 (イ) (略) オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。 (ア)～(ウ) (略) (エ) 浴槽水は、塩素系薬剤によ	第 1 条～第 6 条 (略) (宿泊者の衛生に必要な措置の基準) 第 7 条 法第 4 条第 2 項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。 (1)～(7) (略) (8) 浴室については、次の措置を講ずること。 ア～ウ (略) エ 貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。 (ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を<u>行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</u> (イ) (略) オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。 (ア)～(ウ) (略) (エ) 浴槽水は、塩素系薬剤によ

り消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(オ) (略)

カ (略)

(9)～(11) (略)

2 (略)

第8条～第10条 (略)

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第11条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 浴室は、次の基準によること。

ア～オ (略)

カ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合は、次の構造設備の基準によること。

(ア)～(カ) (略)

り消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

(オ) (略)

カ (略)

(9)～(11) (略)

2 (略)

第8条～第10条 (略)

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第11条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「令」という。)第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 浴室は、次の基準によること。

ア～オ (略)

カ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合は、次の構造設備の基準によること。

(ア)～(カ) (略)

(加える) (8)～(10) (略) 第 1 2 条～第 1 8 条 (略)	<u>(キ) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。</u> (8)～(10) (略) 第 1 2 条～第 1 8 条 (略) 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際、現に旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 3 条第 1 項の規定により経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の江東区旅館業法施行条例第 1 1 条第 7 号カ(キ)の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。
---	--